

国保税の税率改正と未就学児の減額措置



詳しくは町住民生活課におたずねください

■国保税の税率が変わります

国民健康保険は、持続可能な国民皆保険制度を維持するため、平成30年度から都道府県と市町村が共同して運営をしています。

町では、県が示した令和4年度の標準保険料率と国保事業費納付金額に基づき、本年度の国保税の税率等を下の表のとおり改正しました。

●国民健康保険税の算定方法

- 甲佐町国民健康保険税は、
- ①被保険者が支払う医療費の財源となる「医療給付費分」
- ②75歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療制度を支えるための「後期高齢者支援金分」
- ③40～64歳の人が加入する介護保険制度を支えるための財源となる

	①医療給付費分 (基準総所得金額×8.50%)	②後期高齢者支援金分 (基準総所得金額×2.90%)	③介護納付金分(40～64歳の人のみ) (基準総所得金額×2.68%)
所得割	(基準総所得金額×8.50%)	(基準総所得金額×2.90%)	(基準総所得金額×2.68%)
均等割	1人につき 2万8千円	1人につき 9千円	1人につき 1万8千円
平等割	1世帯につき 2万円	1世帯につき 8千円	—
賦課限度額	65万円	20万円	17万円

る「介護納付金分」の合計が年税額となります。3つの保険税はさらに「所得割」「均等割」「平等割」の合計で算出されます。それぞれに課税上限となる賦課限度額が設けられています。

▼所得割
国民健康保険税の計算のもとになる「基準所得金額」(前年中の

保険料を年金からの天引きで納めていただいている被保険者には「仮徴収額決定通知書」を送付します。ご確認ください。

総所得金額等から基礎控除43万円を控除したものに応じた金額

▼均等割

世帯における国保加入者の人数に応じた金額

▼平等割

1世帯あたりの金額

●軽減判定所得

国民健康保険税には、基準所得金額が一定基準以下の場合に、均等割額および平等割額を減額する軽減制度があります。軽減判定所得は昨年同様、次のとおりです。

▼7割軽減

基礎控除額43万円+(10万円×「給与所得者等(※1)の数から1を減じた数」)

▼5割軽減

基礎控除額43万円+28万5千円×(被保険者数(※2))+10万円×「給与所得者等(※1)の数から1を減じた数」

▼2割軽減

基礎控除額43万円+52万円×(被保険者数(※2))+10万円×「給与所得者等(※1)の数から1を減じた数」

※1 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者

※2 同じ世帯の中で国民健康保

険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む

■未就学児の均等割額軽減で子育て世帯を支援

令和4年度の国民健康保険税から、小学校入学前の子ども分(均等割額)が半額になります。少子化対策の一環として、子育て世帯の負担軽減を図ることが目的です。

会社員などが加入する社会保険と異なり、国保は年齢に関係なく子どもを含め加入者全員が保険料負担の対象となっています。均等割額の減額は、家庭の所得や子ども的人数などに関係なく、国保に加入する未就学児全員に適用されます。申請は不要です。

低所得世帯を対象とした軽減措置の対象となっている場合でも、軽減後の均等割額が2分の1になります。

▼お問い合わせ先

・制度に関すること

町住民生活課

096-234-1113

・納税に関すること

町税務課

096-234-1112

(内線115)

国民年金

産前産後期間は国民年金保険料が免除に



詳しくは町住民生活課でお尋ねください

■国民年金保険料の産前産後期間の免除制度について

国民年金第1号被保険者が出産の際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度があります。

▼国民年金保険料が免除される期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（以下「産前産後期間」という）の国民年金保険料が免除されます。産前産後期間と認められた場合は、年金額を計算する際に保険料を納めた期間として扱われます。

なお、多胎妊娠の場合は出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日（4カ月）以上の出産をいいます（死産、流産、早産の場合を含みます）。
※平成31年4月分からの国民年金保険料が免除対象となります。

▼対象となる人
「国民年金第1号被保険者」で
出産日が平成31年2月1日以降の人

▼申請方法

申請書類は、年金事務所または町住民生活課窓口で配布していただきます。免除を希望する人は必要事項を記入して提出してください。出産予定日の6カ月前から提出可能です。

▼申請に必要な書類

● 出産前に申請する場合
母子健康手帳など出産予定日および胎児数が確認できるもの

● 出産後に申請する場合

町で出産日などが確認できる人は申請不要です。（被保険者と子が別世帯である場合を除く）

● 死産などにより申請する場合

死胎埋火葬許可証や医師などが作成した死産証明書など分娩日および胎児数が確認できるもの

▼お問い合わせ先

熊本東年金事務所
096-367-8144

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線101)

児童手当

■児童手当・特別給付とは

児童手当は、中学生以下（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の子どもを養育している保護者に、その子の年齢に応じた手当を支給する制度です。

しかし、中学生以下の子どもがいても児童手当を受け取れない場合もあります。例えば中学生の子ども2人と収入103万円以下の配偶者がいる4人家族の場合、配当額は収入960万円（所得736万円）未満となります。それ以上の収入（所得）を得ている場合、児童手当は支給されません。所得制限限度額以上の保護者には、中学生の子ども1人当たり月5千円の特別給付が支給されます。

■所得上限限度額の新設で高額所得者が特別給付の対象外に

昨年5月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」において、令和6年度までに待機児童14万人の解消を目指しています。保育所増設などの財源確保を目的に、令和4年6月分（令和4年10月支給分）から、保護者の収入（所得）が所得上限限度額以上の場合、特別給付が支給されなくなります。

中学生2人と収入103万円以下の配偶者がいる4人家族の場合では、年収1200万円（所得972万円）以上の保護者が受給対象外となります。

■現況届の提出が不要に

現況届は、毎年6月1日時点の状況を把握し、6月分以降の児童手当等の受給要件を満たしているか確認するものです。令和4年度から現況届の提出が不要となります。ただし次の場合は引き続き現況届の提出が必要です。

- ・支給要件児童の戸籍がない場合
- ・配偶者と別居している場合
- ・住民票の所在地が本町でない場合
- ・その他、町から現況届提出のお知らせがあった場合

6月から児童手当制度が一部変わります



詳しくは町住民生活課まで

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線105)